# 令和6年度ロボット実装促進センター ロボット開発支援事業 募 集 要 項

ロボット実装促進センター運営事務局

### 1. 事業目的

「ロボット実装促進センター」では、物流/介護・医療/農林水産/インフラ/犯罪対策など県民生活に不可欠な分野で、生活支援ロボットを活用した社会課題の解決や市場ニーズを踏まえた新たなサービスの提供を推進します。

本募集では、3年以内の実用化(令和9年3月31日まで)、そして、神奈川県内でのロボットの実装が見込める斬新なロボット開発プロジェクトを全国から募集します。

※ロボット:本事業が対象とする「ロボット」には、生活支援ロボット(サービスロボット)本体だけでなく、ロボットと IoT 関連製品・サービスが一体となったソリューションを含みます。また、本事業では工場の製造ラインで活用される産業用ロボットではなく、生活支援ロボット(サービスロボット)に関する開発プロジェクトを対象に募集します。

#### 2. 事業の概要等

#### (1) 事業の概要

- 本事業は、3年以内の実用化(令和9年3月31日まで)、神奈川県内でのロボットの実装が見込める斬新な生活支援ロボットの開発プロジェクトを支援するものです。
- 本事業では、採択企業によるロボット開発のうち、採択決定後から令和7年2月 中旬までに行われ、令和7年2月21日(金)までに支払いが完了した開発に係る 経費に対し、1プロジェクトあたり税込最大1,500万円まで支援します。
  - ※経費支援に関する考え方については「別紙1」を参照してください。
  - ※経費支援額の上限を超過し、より良い開発プロジェクトを提案していただい ても構いません(超過分は応募者の負担)。
  - ※本事業で採択事業者が実施する開発プロジェクトに対する経費支援の額は、 採択後に事務局が承認した「実施計画書」に記載された開発プロジェクトが 完了し、その内容について事務局が「実施報告書」及び「経費精算資料」を 通じて確認した上で最終決定するものとします。

# (2) 採択企業との役割分担

● 本事業で採択されたロボット企業に求める取り組み、ロボット実装促進センターとの役割分担は以下の通りです。なお、記載のない事項については、都度、相談・協議の上、決めるものとします。

	ロボット企業	ロボット実装促進センター
募集・選定	✓ 応募申請書の作成	✓ 募集、審査の実施
準備	<ul><li>✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の作成(審査委員のコメントを踏まえた実施計画書の作成)</li><li>✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の作成</li></ul>	<ul><li>✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の確認・承認</li><li>✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の確認・承認</li></ul>
	<ul><li>✓ 実施計画書に基づくロボット開発の 実施</li><li>✓ 月に1~2回の進捗確認会議への出</li></ul>	<ul><li>✓ 進捗確認会議の開催、運営</li></ul>
	席、進捗報告資料の作成  ✓ 中間報告会(令和6年11月上旬に 開催予定)への出席、進捗報告資料 の作成  <関係者限り>	✓ 中間報告会の開催、運営
開発	✓ 試作機の性能・動作検証の実施	✓ さがみロボット産業特区内における 性能・動作検証の機会の提供支援
	<ul><li>✓ 最終報告会(令和7年2月下旬に開催予定)への出席、報告資料の作成</li><li>&lt;関係者限り&gt;</li></ul>	✔ 最終報告会の開催、運営
		✓ その他、開発成果の3年以内(令和 9年3月31日まで)の実用化に向 けた事業化支援(アドバイス等の実 施)
	✓ 開発成果の報告書(実施報告書)の 作成	✓ 開発成果の報告書(実施報告書)の 確認・承認
実施結果の	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の作成のための掲載コンテンツ(写真等)の提供	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関す る公表用資料の作成
取りまとめ	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の内容確認、	
	✓ 経費精算資料の作成	✓ 経費精算資料の確認・承認
	<ul><li>✓ 請求書の提出</li><li>✓ ロボット実装促進センターの令和6</li><li>年度の成果発表イベントへの協力</li></ul>	<ul><li>✓ 請求金額の支払い</li><li>✓ 成果発表イベントの開催、運営</li></ul>

# 3. 募集するロボット企業の概要

# (1) 応募資格

応募者は、応募意思表明書の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たす者で

あることとします。

また、複数事業者が共同で開発プロジェクトを企画し、応募することも差し支えありません。なお、複数事業者による共同提案の場合、応募プロジェクトを統括する者(幹事法人)が応募してください。

- 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること (なお、開発プロジェクトの統括者(幹事法人)以外の共同事業者や再委託先の事業 者が上記事項に該当しない場合も、応募することは可能です。)
- 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し 立てがなされていないこと
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと
- 本事業で実施する開発プロジェクトと同一内容で、神奈川県、国や他地方公共団体から開発委託や開発補助等を受けていないこと
- 過去に神奈川県、国や他地方公共団体から委託や補助等を受けた事業で不正がない こと
- ロボットの開発や実用化後の事業展開のなかで、応募者が神奈川県内に事務所又は 事業所を有する特定の中小企業との連携、あるいは神奈川県内に事務所又は事業所 を有する特定の中小企業の参画を計画していること(部品やソフトウェアについて、 協業又は委託する場合は、県内中小企業に支払う金額をパワーポイントの「プロジェ クト内容説明書」に記載すること。また、ロボット関連産業にこれまで参入していた かを聞き取り、本応募を通じて初めて参入する場合には、その点も「プロジェクト内 容説明書」に記載すること。)。若しくは、ロボットの開発や実用化後の事業展開に あたり、応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業との連携の意向 を有し、神奈川県の各種事業を通じて神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小 企業とのマッチングを希望すること

※なお、応募者もしくは共同応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小 企業の場合、必ずしも上記の応募資格を満たしている必要はありません。

- ロボットの開発プロジェクトの実施能力を有する者であり、最後まで開発プロジェクトを完遂する意思があること
- 本事業におけるロボットの開発プロジェクトの終了後も、3年以内の実用化(令和9年3月31日まで)、神奈川県内での実装に向け取組を推進する意思があること
- 安全性に十分配慮したロボットを開発するプロジェクトであること。また、開発するロボットのデザインや機能は利用者に優しいものとし、想定するターゲットユーザーの使用に適さない機能及び違法性のある機器を開発するものではないこと

- 採択された場合、応募者名、応募プロジェクト名及びその概略を公表することに同意できること(複数の事業者等が共同で応募する場合には、すべての構成団体の名称を公表することに同意できることを応募資格とします)
- 本事業におけるロボットの開発プロジェクトの終了後、ロボット実装促進センター が作成する公表用の開発プロジェクトの実施結果に関する資料の作成に協力できる こと
- 本事業の期間中及び終了後にロボット実装促進センターが実施、開催する進捗確認会議、中間報告会、最終報告会、成果発表イベントなどの活動に協力できること (成果発表イベントは広く参加を募り、ロボット開発プロジェクトの実施結果を公表予定。また、進捗会議・中間報告会・最終報告会には、県及びロボット実装促進センターのみが参加し、外部公開は行わない(なお、最終報告会には、「6.審査方法」に記載の審査委員も参加を予定)。)

# (2)募集件数

4プロジェクト程度

(応募者が、神奈川県事業「重点プロジェクト」として既に指定されている開発プロジェクトと同じ、または類する開発プロジェクトで本事業に対しても応募し、審査の結果、 採択された場合、「重点プロジェクト」からは解除となります。)

#### 4. スケジュール(予定)

## (1)募集~選定までの流れ

ロボット企業の募集~選定までのスケジュールは以下の通りです。

1	ロボット企業の募集の開始	令和6年6月21日(金)
2	事業説明会の開催	令和6年6月28日(金)11:00-12:00
	(オンライン開催)	令和6年7月5 日(金)11:00-12:00
		令和6年7月12日(金)11:00-12:00
3	応募意思表明の申請締切	令和6年7月19日(金)17:00まで(必着)
4	応募申請書の提出締切	令和6年7月25日(木)17:00まで(必着)
5	審查会	令和6年8月上旬(予定)
6	選定結果の通知	令和6年8月中旬(予定)

#### (2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュールは以下の通りです。なお、予定のため前後する可能性があります。

1 ロボット企業の採択	(予定)
-------------	------

2	開発プロジェクトの実施計画書、経費	令和6年8月中旬~8月下旬
	計画書の作成	
3	進捗確認会議の開催	採択決定後~令和7年2月中旬まで月 1,2 回
		の頻度で実施
4	中間報告会の開催	令和6年11月上旬に開催(予定)
5	試作機の性能・動作検証	令和7年1月中旬~2月上旬
6	成果の取りまとめ(実施報告書の提出)	~ 令和7年2月下旬
7	経費精算資料の提出	~ 令和7年2月下旬
8	成果報告会の開催	令和7年2月下旬に開催(予定)
9	ロボット実装促進センターの令和 6 年	令和7年3月中旬(予定)
	度事業の成果発表イベントの開催	

# 5. 応募方法

## (1) 事業説明会

本募集に関する事業説明会(オンライン)を開催します。応募を検討されている場合は、 必要に応じて参加をお願いします。説明会では、事業内容及び募集内容について説明、質疑 応答を予定しています。

#### 【開催日】

1回目: 令和6年6月28日(金) 11:00 - 12:00 2回目: 令和6年7月5日(金) 11:00 - 12:00 3回目: 令和6年7月12日(金) 11:00 - 12:00

#### 【開催形式】

オンライン開催 (ZOOM)

※事前に参加登録をされた方に、事業説明会のURLをお送りいたします。

#### 【事前参加登録】

説明会に参加を希望される方は、下記のウェブサイトから参加登録をお願いします。

### https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/knrobot\_dev\_briefing2024

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社) が管理する外部ウェブサイトになります。

### (2) 応募意思表明

応募を希望する方は、下記のウェブサイトから応募意思表明の申請をしてください。応募

<u>意思表明の申請後、応募申請書の提出先メールアドレスをお伝えします。</u>応募意思表明の申 請がない場合、応募は認められません。

#### 【提出方法】

オンライン申請

#### https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/knrobot dev entry2024

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社) が管理する外部ウェブサイトになります。

#### 【提出期限】

令和6年7月19日(金)17:00まで(必着)

# (3) 応募申請書

ウェブサイトに掲載している「プロジェクト内容説明書 作成要領」に基づき、所定の応募書類に必要事項を記入の上、<u>応募意思表明の際にお送りしたメールアドレス宛に</u>提出してください。

#### 【提出書類】

応募申込書

様式1 応募者の情報

様式2 プロジェクト内容説明書

#### 【提出期限】

令和6年7月25日(木)17:00まで(必着)

#### 【提出方法】

- ✓ <u>応募意思表明の際にお送りしたメールアドレス宛に</u>、メールで提出してください。 お持ち込み、郵送は受け付けません。
- ✓ 提出いただく資料はすべて PDF 形式で提出いただき、1ファイルあたりのファイル サイズは 10MB までとさせていただきます。
- ✓ 提出時のファイル名は「株式会社 XXX(申請者名)」応募申込書」「株式会社 XXX(申請者名)」様式 1\_応募者の情報」「株式会社 XXX(申請者名)」様式 2\_プロジェクト内容説明書」としてください。
- ✓ 提出時のメールの件名は「【ロボット開発プロジェクト応募】株式会社 XXX(申請者名)\_mmdd(応募日付)」としてください。

### <提出先>

ロボット実装促進センター運営事務局

# 6. 審査方法

- 次の評価基準に基づき、外部委員で構成する審査会で審査を行い、審査委員の合計得点 が高い企業を選定します。
- 審査は、応募申請書及び応募者によるプレゼンテーションをもとに行います。プレゼン テーションは対面形式で行うことを予定しています。
- 審査会の開催は令和6年8月上旬を予定しています。開催日時等の詳細が決まり次第、 応募申請書に記載の連絡先に連絡します。
- 審査会では応募申請書の内容に沿って説明をしていただき、審査委員からの質疑を行います。応募申請書以外の資料を用いて説明すること、応募者以外が説明することは不可とします。
- 応募多数の場合、応募申請書による書面審査(予備審査)を行い、書面審査の通過者の みをプレゼンテーション審査の対象とします。

評価基準の項目		審査の視点
1	社会インパクト	<ul> <li>✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するロボットあるいはロボットサービスは、社会課題の解決や市場・ユーザーのニーズの充足につながるものであるか</li> <li>✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するロボットあるいはロボットサービスは、神奈川県内の社会課題の解決に資するものであるか</li> </ul>
2	独自性·新規性、 競合優位性	<ul> <li>✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するロボットあるいはロボットサービスに、製品・サービスとして、また、事業・構想としての独自性(競合優位性)、新規性が認められるか</li> <li>✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するロボットあるいはロボットサービスは、ターゲット市場で一定のシェアの獲得が期待できるか</li> </ul>
3	実現可能性	<ul><li>✓ 応募者が提案する開発プロジェクトの実施スケジュール、実施体制、期間中の開発内容・目標は現実的か</li><li>✓ 応募者は3年以内の実用化(令和9年3月31日まで)に必要十分な知識、スキル、リソースを有しているか</li></ul>
4	県内への波及効果	✓ 応募者が提案する開発プロジェクトあるいは事業化後の取組 に、神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業が参画

する構想はあるか

- ✓ (現時点で明確な構想がない場合) 現実的に、プロジェクト あるいは事業化後の取組に神奈川県内に事務所又は事業所を 有する中小企業が関与できる可能性が認められるか
- ※「中小企業」とは、中小企業法第2条に定める中小企業者を指す。詳細は下記の中小企業庁のウェブサイトを参照。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

### 7. 留意事項

- 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、ロボット実装促進センターから修正・再提出を指示します。
- ◆ 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
  - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
  - (ウ) 応募内容に不備がある場合
  - (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
  - (オ)募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
  - (ア)氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」及びロボット実装 促進センター運営事務局(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)の「個 人情報保護方針」や「個人情報の取扱について」に従って適切に取り扱います。
    - ◆ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 個人情報保護方針 https://www.murc.jp/corporate/privacy/
    - ◆ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 個人情報の取扱について https://www.murc.jp/corporate/privacy02/
  - (イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
  - (ウ)個人情報は、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)が上記(イ)の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局から第三者に提供することはありません。

- (エ)個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報 に関する苦情の申し出については、【8. 問い合わせ先】まで連絡してください。
- 本事業の実施にあたり、ロボット実装促進センター運営事務局と採択ロボット企業と の二者間で委託契約を締結させて頂き、同契約に基づき、ロボットの開発に係る経費の 支払いを行います。なお、本契約書には、反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与 を排除すること及び反社会的勢力だった場合の契約解除について、規定します。
- 本事業の実施にあたり、ロボットの開発プロジェクトを通じて発生した、特許権、実用 新案権、意匠権、商標権又はこれらの権利を受ける権利は、ロボット企業の帰属としま す。
- 本事業におけるロボット開発プロジェクトの終了後、ロボット企業からロボット実装 促進センターに提出いただく「実施報告書」の著作権(著作権法 27 条及び 28 条に定 める権利を含む。)は神奈川県に帰属するものとします。ただし、ロボット企業がロボ ット実装促進センター運営事務局との契約締結以前から有していた著作物、又はロボ ット企業が本事業以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権はロボッ ト企業に留保し、その使用権、改変権を神奈川県に許諾するものとします。

## 8. 問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

ロボット実装促進センター運営事務局

(運営受託者:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

電話:050-8892-3575 (10時-17時 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)) 問い合わせフォーム: https://www.kanagawa-jisso-center.sky-inet.ne.jp/contact/